

委 託 契 約 書

警察共済組合長野県支部 支部長 阿部 文彦、一般財団法人長野県警察職員互助会理事長 長瀬 悠、警察職員生活協同組合長野県支部 支部長 長瀬 悠 及び長野県警察生活協同組合 理事長 長瀬 悠（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、次の条項により、給付・控除明細書印刷業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 給付・控除明細書印刷業務
- (2) 業務の内容 「給付・控除明細書印刷業務委託仕様書」のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、年額 円とし、各月の委託料は、別表のとおりとする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円
※免除の場合（とし、その納付は免除する。）を追記

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、「給付・控除明細書印刷業務委託仕様書」に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（納入及び検査）

第7条 受託者は、業務の成果品を委託者の指定する日までに納入するものとする。

- 2 委託者は、前項の成果品の納入があったときは、受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 前項の委託料の支払いは、7月、10月、1月及び4月とし、前月末までの委託料を支払うものとする。
- 3 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

- 第13条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
 - 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第13条の2 委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変更等により契約内容が著しく不相当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期限までに委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 委託者は、この契約の受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第10条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第14条から第14条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 受託者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(個人情報保護)

第18条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守するとともに、別途「情報セキュリティ保持契約」を締結しなければならない。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(特記事項)

第20条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、委託者・受託者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。

令和8年 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下692-2
警察共済組合長野県支部
支部長 阿部文彦

一般財団法人長野県警察職員互助会
理事長 長瀬悠

警察職員生活協同組合長野県支部
支部長 長瀬悠

長野県警察生活協同組合
理事長 長瀬悠

受託者

情報セキュリティ保持契約書

警察共済組合長野県支部、一般財団法人長野県警察職員互助会、警察職員生活協同組合長野県支部及び長野県警察生活協同組合（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、令和8年 月 日付け給付・控除明細書印刷業務委託契約（以下「原契約」という。）に基づき以下のとおり情報セキュリティ保持契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、受託者が原契約の履行に伴い知り得た情報を守秘するために締結され、受託者の秘密保持義務の履行手続等を定めることを目的とする。

（守秘義務）

第2条 受託者は、原契約に関連して知り得た委託者の業務上の機密を原契約の存続期間中はもとより原契約終了後といえども第三者に漏らしてはならないものとする。

2 受託者は、原契約により委託する業務（以下「業務」という。）に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保するものとする。

（業務の管理）

第3条 原契約に基づき委託者が受託者に貸与する業務に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受託者は特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、委託者に対し一切の責を負うものとする。

2 受託者が委託者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務資料等は適正に管理するものとする。また、委託者の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならないものとする。

3 受託者は、業務資料を、業務の実施その他委託者の指定した目的以外に使用してはならないものとする。

4 受託者は、業務資料を、委託者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならないものとする。

5 受託者は、業務資料を委託者の承諾なしに廃棄又は残置してはならないものとする。

（情報取扱責任者）

第4条 この契約の履行に当たって委託者及び受託者の情報取扱責任者は次のとおりとする。

委託者：正 警察職員生活協同組合長野県支部長 長 瀬 悠
副 警察職員生活協同組合長野県副支部長

受託者：正
副

2 委託者又は受託者が前項の情報取扱責任者を変更する場合は、事前に相手方に書面で通知し、相手方の確認書を受け取らなければならない。

（情報の授受）

第5条 情報の授受は、情報取扱責任者が行う。

2 受託者の情報取扱責任者は、情報の授受に当たって、当該情報取扱責任者が署名又は記名及び押印した「受領書」を委託者に交付しなければならない。

（体制の整備）

第6条 受託者は、業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備するものとする。

2 受託者は、情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、情報システムに対する不正アクセス、コンピュータ・ウィルス、不正プログラム感染などへの対策機能を提供するものとする。

3 受託者は、積極的にぜい弱性情報を把握し、これに対処するために所要の措置を講ずるものとする。

4 受託者は、原契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(保管場所)

第7条 受託者は、業務資料及び情報を記録した書類及び物件（以下「物件」という。）を委託者又は受託者の従業員だけが立ち入ることのできる場所に設置された施錠のできる保管施設に保管しなければならない。

(従業員教育)

第8条 受託者は、受託者の担当者に対して本契約に定める事項を十分に説明し、情報の秘密の保持について教育を徹底し、これを担保するために受託者の従業員との間で秘密保持契約を締結するなどの措置を講じるものとする。

(再委託)

第9条 受託者は、委託者の書面による事前の承諾がない限り、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとする。

2 受託者は、前項に規定する再委託をする場合、再委託業務の内容、業務に関与する担当者の氏名及び経歴等の委託者が要求する事項を事前に書面で委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。

(情報の返還)

第10条 受託者は、業務が終了した場合、委託者から提供を受けた当該業務に係る物件をすべて委託者の情報取扱責任者に直接返却しなければならない。

2 委託者の個人情報取扱責任者が前項に規定する返却を受けたときは、署名（記名）、押印のある「受領書」を交付しなければならない。

3 委託者が物件の廃棄を要求した場合は、第1項の規定にかかわらず委託者の指示する方法で廃棄し、廃棄した旨の証明書を委託者に提出するものとする。

(検査、監査)

第11条 委託者は、事前の通知なしに受託者の情報の秘密保持義務の履行状況を調査するために、保管場所等に立ち入ることができるものとする。

2 委託者は、必要に応じ受託者に対して情報セキュリティ監査を行うものとする。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義については、委託者及び受託者双方とも信義誠実の原則により協議を行うものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下692-2
警察共済組合長野県支部
支部長 阿部 文彦

一般財団法人長野県警察職員互助会
理事長 長瀬 悠

警察職員生活協同組合長野県支部
支部長 長瀬 悠

長野県警察生活協同組合
理事長 長瀬 悠

受託者

個人情報取扱特記事項

第1 特記事項

1 個人情報の漏えいの禁止

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

3 個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合は、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

4 個人情報の目的外使用の禁止

受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

6 再委託

(1) 受託者は、本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託（以下「再委託」という。）する場合は、業務の着手前に、次に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

ア 再委託の相手方の名称

イ 再委託が必要な理由

ウ 再委託を行う業務の内容

エ 再委託の相手方において取り扱う個人情報

オ 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容

カ 再委託の相手方の監督方法

(2) 受託者は、(1)の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託（以下「再々委託」という。）する場合は、業務の着手前に受託者の承諾を得るよう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。

(3) 受託者は、(2)の承諾を行う場合は、再々委託について(1)のアからカまでに掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(4) (2)及び(3)の規定は、再々委託の相手方が更に委託を行う場合以降の契約についても同様とする。

(5) 受託者は、再委託以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

7 検査又は調査

(1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、検査又は調査を行うことができる。

(2) 委託者は、(1)の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなければならない。

(3) 受託者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、委託者が検査又は調査を行うことができることとしなければならない。

(4) (3)の規定は、再々委託以降の契約についても同様とする。

(5) 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、受託者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなければならない。

8 事故発生時における報告

受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失、損傷等があった場合は、委託者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

第2 特記事項の説明

1 個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

2 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

委託者から引き渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理措置を義務付けるものである。

なお、保管場所、保管方法等にも留意するものとする。

3 個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還又は廃棄の義務を課すものである。この場合の取り扱う個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集したものがある。

4 個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止するものである。この場合の取り扱う個人情報は、委託者から渡されたもの及び業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

5 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

委託者から引き渡された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合は、委託者の承諾を得て行う

ものとする。

6 再委託

業務の一部を例外的に再委託する場合に、再委託の相手方において個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを、委託者が確認した上で再委託の諾否を判断することとするものである。これは、再委託の契約について委託者が監督できることとするためのものであり、再々委託以降の契約においても同様である。

また、再委託以降の契約について、受託者が包括的に責任を負うこととするものである。

7 検査又は調査

委託者が、受託者等の委託業務における個人情報の取扱状況を検査又は調査することができることとするものである。これは、検査又は調査により、個人情報の適切な安全管理措置が講じられているかを検証するとともに、改善事項の早期発見により、個人情報の漏えい事故等を未然に防止するものである。

委託者が必要と判断した際に、受託者に情報提供を求め、又は必要な指示ができるものとするのは、受託者の協力が得られないことによる検査又は調査の遅延等を防止するものである。

委託者が把握していない再委託等が行われていると疑われる場合、派遣労働者による情報の盗用が疑われる場合等、受託者以外の者への検査又は調査についても、受託者に指示をすることで必要な情報収集等を行うことができるようにするものである。

8 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい、滅失、損傷等の事故が発生した場合は、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、委託者に直ちに報告し、その指示に従う義務を課すものである。